

お知らせ & ごあんない



今治税務署からのお知らせ

税務署では、納税者の皆様の利便性の向上と相談事務の効率化を図るため、電話相談センターを設けております。国税に関するご質問・ご相談は、電話相談センターをご利用ください。

相談時間は、月曜日から金曜日の8時30分から17時までです（休日を除く）。通話料金は、おかけになった税務署までの料金で利用できます。面接による相談は行っておりません。

①今治税務署 TEL 0898-3216100 へお電話ください。

②自動音声案内が流れますので、ダイヤル又はプッシュボタンで「1」番を選択してください。（注）③相談内容の番号を選択してください。

- 「1」 所得税
 - 「2」 相続税・贈与税・譲渡所得
 - 「3」 法人税・源泉所得税
 - 「4」 消費税・印紙税
 - 「5」 その他のご相談
- （注）次のご用件の方は、税務署におつなぎしますで、「2」番を選択してください。

- ・ 国税の納付相談の方
- ・ 具体的・個別的なご相談の方（面接相談）
- ・ 税務署に御用の方

8月の潮汐表

日	潮	高 潮				低 潮			
		時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位
1(日)	中	2:19	334	14:41	307	8:38	109	20:41	129
2(月)	小	2:48	321	15:28	296	9:13	111	21:20	153
3(火)	小	3:22	306	16:32	285	9:57	114	22:11	178
4(水)	小	4:08	289	17:58	281	10:55	117	23:31	199
5(木)	長	5:17	275	19:32	293	—	—	12:13	115
6(金)	若	6:47	272	20:45	317	1:27	203	13:39	102
7(土)	中	8:09	284	21:40	345	2:57	187	14:50	79
8(日)	中	9:13	306	22:25	370	3:53	161	15:47	52
9(月)	中	10:06	332	23:05	390	4:37	134	16:35	30
10(火)	大	10:54	357	23:43	403	5:16	108	17:19	14
11(水)	大	11:38	377	—	—	5:53	85	18:01	9
12(木)	大	0:20	408	12:22	389	6:30	64	18:42	15
13(金)	大	0:56	404	13:05	390	7:07	56	19:23	33
14(土)	中	1:32	392	13:51	382	7:46	53	20:04	60
15(日)	中	2:10	373	14:39	364	8:26	58	20:48	95
16(月)	小	2:49	348	15:35	341	9:11	69	21:38	132
17(火)	小	3:33	321	16:45	318	10:03	85	22:40	169
18(水)	小	4:27	294	18:14	304	11:09	102	—	—
19(木)	長	5:44	273	19:51	308	0:14	193	12:36	110
20(金)	若	7:18	267	21:06	324	2:11	193	14:06	104
21(土)	中	8:38	277	21:59	342	3:27	175	15:14	89
22(日)	中	9:37	294	22:39	355	4:16	155	16:05	75
23(月)	中	10:22	312	23:11	362	4:53	136	16:45	65
24(火)	大	10:59	327	23:38	365	5:23	120	17:20	61
25(水)	大	11:32	338	—	—	5:50	108	17:50	63
26(木)	大	0:03	365	12:02	345	6:14	98	18:18	69
27(金)	大	0:26	361	12:32	349	6:38	90	18:45	79
28(土)	中	0:48	356	13:02	349	7:02	85	19:12	92
29(日)	中	1:11	348	13:35	344	7:27	81	19:41	109
30(月)	中	1:37	338	14:12	335	7:56	81	20:13	130
31(火)	小	2:05	325	14:57	320	8:31	86	20:52	154

※この潮汐表は、尾道港を基準港として計算した弓削港のものです。



※面接による相談をご希望の方は、事前に、面接日時等を予約していただき、税務署でご相談いただくこととなります。
※予約の際には、お名前、ご住所、ご相談の内容等をお伺いします。

男女労働者・事業主の皆さん！

悩んでいませんか？職場でのセクシュアルハラスメント

事業主の皆さん、セクハラ防止対策は男女雇用機会均等法に基づく義務です！
労働者の皆さん、一人で悩まずお気軽にご相談ください。

相談は無料・匿名の相談可 秘密厳守です。

■連絡先 愛媛労働局雇用均等室

松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎

TEL 089-935-5222

Fax 089-935-5223

高速道路無料化社会実験が始まりました！

高速道路の無料化社会実験が、来年3月末日までの予定で始まりました。四国地区の対象区間は次の2区間です。

◇松山自動車道〔松山IC～大洲IC〕及び〔大洲北只IC～西予宇和IC〕

※大洲IC～大洲北只ICについては無料区間
◇高知自動車道〔高知IC～須崎東IC〕

対象車両は全車種で、ETC搭載車だけでなく、現金を利用される方も無料となります。なお、無料化区間のみを利用される場合は、通行料金をいただきますませんが、入り口では、通行券をお取りいただき、出口では係員に、通行券をお渡しください。また、有料区間と無料化区間を連続してご利用される場合は、有料区間の料金は、出口でお支払いください。皆さまの通勤に、ご家族とのドライブに、ご活用ください。

児童扶養手当・特別児童扶養手当制度のご案内

児童扶養手当制度

児童扶養手当とは、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

【支給要件】

- ◆父母が婚姻を解消した子ども
- ◆父又は母が死亡した子ども
- ◆父又は母が重度の障害の状態にある子ども
- ◆父又は母の生死が明らかでない子ども
- ◆父又は母が1年以上遺棄している子ども
- ◆父又は母が1年以上拘禁されている子ども
- ◆母が婚姻によらないで懐胎した子ども
- ◆父母ともに不明である子ども

【所得制限】

請求者、同居している扶養義務者等の前年（1月から6月までの間に請求する方については前々年）の所得が、一定以上ある場合は、その年度の手当は支給停止になります。

平成22年8月1日から、父子家庭のみなさまにも児童扶養手当が支給されます。（平成22年8月～11月分の手当の支給は、同年12月となります。）詳しくは来月の広報に掲載いたしますので、そちらをご覧ください。

詳しくは、下記へお問合せください。

【問合せ先】

各総合支所 住民課 児童手当担当

弓削総合支所 TEL 77-2503

生名総合支所 TEL 76-3000

岩城総合支所 TEL 75-2500

魚島総合支所 TEL 78-0011



特別児童扶養手当制度

特別児童扶養手当は、児童の健やかな成長を願い、20歳未満で身体や精神に中程度以上の障害のある児童を監護している父、もしくは母、又は父母にかわってその児童を養育している方に対して支給される制度です。

【支給要件】

《受給者》

- ◆父又は母 ○日本国内に住所を有する
○障害児を監護
- ◆養育者（父母以外）
○障害児と同居、監護、生計維持

《障害児》

- ◆日本国内に住所を有する
- ◆障害を支給事由とする年金を受給していない（全部支給停止は可）
- ◆特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令、別表第3に定める障害の状態にある
- ◆児童福祉施設等に入所措置されていない

【所得制限】

請求者、同居している配偶者及び扶養義務者（請求者が養育者のときは、生計を維持する扶養義務者）の前年（1月から6月までに請求する方については前々年）の所得が一定額以上ある場合は、その年度の手当は支給停止となります。

現況届の提出をお忘れなく！

現在、児童扶養手当及び特別児童扶養手当を受給されている方は、毎年8月に「現況届」「所得状況届」を提出することになっています。

これは、引き続き手当を受ける要件があるかどうかを確認する大切な届出です。関係書類は8月初旬までに送付しますので、提出をお願いします。

パーキングパーミット （身体障害者等用駐車場利用証）



駐車場に停める際には、利用証を車内のルームミラー等に掲示してください。

申請書を提出する際、身障者手帳等の証明書類を提示してください。
代理の方の申請や郵送による申請も受け付けます。

○利用証の取得方法
県障害福祉課のほか、県の地方局、支局等、上島町各総合支所住民課などで受付・交付を行います。（手数料は無料です。）

○利用できる方
身体障害者、知的障害者、精神障害者、高齢者、難病患者、妊産婦、けが人のうち、歩行が困難な方

○利用できる方
愛媛県では、県内の公共施設や商業施設などに設置された身体障害者等用駐車場（車いすマークがある駐車場）を適正に利用していただくため、7月1日から、障害のある方など歩行困難な方に県内共通の利用証（「パーキングパーミット」）を交付する「パーキングパーミット制度」を導入しました。

パーキングパーミット
制度を開始します！

88クリーンウォーク四国

8月の「道路ふれあい月間」にあわせ、四国4県で、第8回「88クリーンウォーク四国」を開催します。早朝1時間程度の希望のコースを歩きながら清掃し、みんなで道路が快適に利用出来るようにしていこうというものです。

【とき】 8月8日(日) 午前6時から1時間程度

※当日、台風等の警報が発令された場合は8月17日(火)に延期

【コース】 自由コース／あなたの近くの道を早朝2km程度歩きながら清掃

モデルコース／

①にぎわいコース＝参加者は道路掃除をしながら7時に下記場所に集合

松山中央公園・愛媛県武道館前(松山市市坪西町)

②小中学生コース＝参加校が決めるコース

※学校単位での参加となります。

【その他】 清掃用具は各自で用意。自由コースのごみ処理は、各自でお願いします。

【問い合わせ】 ☎760-8790

高松市サンポート2-1 シンボルタワー17階

「88クリーンウォーク四国」実行委員会事務局

電話 087(821)3510

(9時～17時、土・日・祝は除く)

FAX 087(821)3512

E-mail 88walk@skr.mlit.go.jp

※詳しくは四国内にある、道の駅、国土交通省各事務所、各県・市町村に配布の「88クリーンウォーク四国」リーフレットを御覧下さい。

絶対ダメ！ 不法投棄は犯罪です

不法投棄とは、違法に物を捨てる行為のことで、道路への空き缶等のポイ捨てから、海岸、畑等へのごみ捨て、産業廃棄物の投棄などさまざまなケースが含まれます。

一方、ポイ捨てとは、空き缶、空き瓶、ペットボトル、犬猫の糞、タバコの吸殻、チューインガムのかみかす、紙くず等、軽微なごみの小量な不法投棄を意味します。不法投棄にしても、ポイ捨てにしても、私たちの生活環境保全や公衆衛生を乱す迷惑行為であることに変わりありません。

不法投棄は犯罪です。罪は重く、5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金に処せられます。

もし、不法投棄を発見した場合は、投棄者と直接接触せず、情報(日時、場所、性別、投棄物の種類、量、車の車種・ナンバーなど)を記録して、各総合支所の住民課までご連絡ください。

美しい景観や豊かな自然環境を次世代の子供たちに引き継ぐためにも、私たちの町をみんなで監視し、地域ぐるみで不法投棄の防止に努めましょう。



不法投棄された家庭ごみ(周囲には悪臭が漂います)



弓削商船高等専門学校 平成22年度公開講座募集

第3回芸予文化探訪講座

■テーマ 「村上水軍と中世考古学」

―村上水軍博物館と能島の探索―

■日時 9月11日(土) 9時20分集合

■場所 弓削港…実習船「はまかぜ」に乗船

■対象 市民一般 定員20名程度

■受講料 無料。ただし、村上水軍博物館の入場料

200円及び保険料500円が必要。(事前に郵送)

締切 9月3日(金)

第3回メタボ対策講座

■日時 9月12日(日)、26日(日)、10月3日

(日) 13時30分～16時頃まで

■場所 弓削商船高専第2体育館

■講師 青島忠、川本泉(社交ダンス経験者)

■対象 市民一般 定員10名程度

■受講料 無料

■服装 スポーツができる気軽な服装及び体育

館シューズ、タオル

締切 9月3日(金)

■申込方法 申込書に必要事項を記入の上、弓削商

船高等専門学校企画広報室企画係へ郵送、FAX

等でお申し込みください。メールでも申し込みで

きます。(公開講座名と必要事項をご記入ください。)

〒79412593 上島町弓削下弓削1000

弓削商船高等専門学校企画広報室企画係

TEL 089717714613 fax 089717714691

E-mail kikaku@office.yugc.ac.jp